

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 神奈川県

(氏 名) A

上記被審人に対する平成31年度(判)第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金184万5000円

(2) 課徴金の納付期限 令和元年7月31日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年5月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

## 第1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所市場第二部（以下「東証第二部」という。）に上場されているエルナー株式会社（以下「エルナー」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月27日午前9時49分頃から同日午前10時35分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、成行の買い注文を発注して株価を引き上げたり、下値に大口の買い注文を入れるなどの方法により、同株式合計2万6000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万1000株を買い付ける一方、同株式合計14万6000株を売り付け、
- (2) 東証第二部に上場されているアサヒ衛陶株式会社（以下「アサヒ衛陶」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年11月15日午前9時40分頃から同日午前9時47分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計1万9000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1万9000株を買い付ける一方、同株式合計5万2000株を売り付け、
- (3) 東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社Nuts（以下「Nuts」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月18日午前9時3分頃から同日午前10時24分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計2万8000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計7000株を買い付ける一方、同株式合計5万5000株を売り付け、  
もって、自己の計算において、エルナー、アサヒ衛陶及びNutsの各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

## 第2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第176条第2項、第185条の7第15項、第159条第2項第1号、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

### 第3 課徴金の計算の基礎

#### 別表に掲げる事実につき

##### 1. エルナー株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、146,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量41,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(133円)で買付け等を自己の計算においてしたもののみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量118,000株を加えた159,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(146,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (133\text{円} \times 111,000\text{株} + 134\text{円} \times 35,000\text{株}) \\ & - (133\text{円} \times 127,000\text{株} + 134\text{円} \times 13,000\text{株} + 135\text{円} \times 6,000\text{株}) \\ & = 10,000\text{円} \end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(159,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(146,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(135円)に当該超える数量13,000株(買付け等の数量159,000株－売付け等の数量146,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (135\text{円} \times 13,000\text{株}) \\ & - (132\text{円} \times 13,000\text{株}) \\ & = 39,000\text{円} \end{aligned}$$

の合計額49,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、40,000円となる。

- (3) 法第185条の7第15項の規定により、上記(2)で計算した額を1.5倍し、60,000円となる。

## 2. アサヒ衛陶株式に係る取引について

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、52,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量19,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(167円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量41,000株を加えた60,000株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(52,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (166\text{円} \times 9,000\text{株} + 168\text{円} \times 32,000\text{株} + 169\text{円} \times 11,000\text{株}) \\ & - (166\text{円} \times 9,000\text{株} + 167\text{円} \times 42,000\text{株} + 168\text{円} \times 1,000\text{株}) \\ & = 53,000\text{円} \end{aligned}$$

及び

- ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(60,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(52,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(304円)に当該超える数量8,000株(買付け等の数量60,000株－売付け等の数量52,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (304\text{円} \times 8,000\text{株}) \\ & - (165\text{円} \times 8,000\text{株}) \\ & = 1,112,000\text{円} \end{aligned}$$

の合計額1,165,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、1,160,000円となる。

(3) 法第185条の7第15項の規定により、上記(2)で計算した額を1.5倍し、1,740,000円となる。

### 3. N u t s 株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、55,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量7,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(181円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量48,000株を加えた55,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(55,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(181 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株} + 182 \text{ 円} \times 33,000 \text{ 株})$$

$$- (181 \text{ 円} \times 52,000 \text{ 株} + 182 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株})$$

$$= 30,000 \text{ 円}$$

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額30,000円となる。

(2) 法第185条の7第15項の規定により、上記(1)で計算した額を1.5倍し、45,000円となる。

### 4. 上記、1. ないし3. により算定した額の合計

$$60,000 \text{ 円} + 1,740,000 \text{ 円} + 45,000 \text{ 円}$$

$$= 1,845,000 \text{ 円となる。}$$

(別表)

## 違反行為状況

1. エルナー株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年10月27日 午前9時49分39秒 ~ 平成29年10月27日 午前10時35分44秒	B	0	0	140,000	22,000
	C	0	26,000	6,000	19,000
	合計	0	26,000	146,000	41,000

2. アサヒ衛陶株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年11月15日 午前9時40分34秒 ~ 平成29年11月15日 午前9時47分15秒	B	0	0	43,000	10,000
	C	0	19,000	9,000	9,000
	合計	0	19,000	52,000	19,000

3. 株式会社Nuts

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年10月18日 午前9時3分42秒 ~ 平成29年10月18日 午前10時24分10秒	B	0	0	54,000	6,000
	C	0	28,000	1,000	1,000
	合計	0	28,000	55,000	7,000